

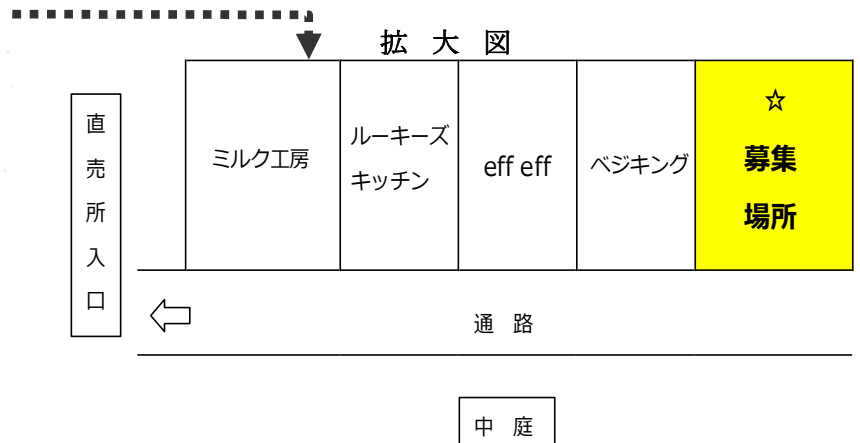
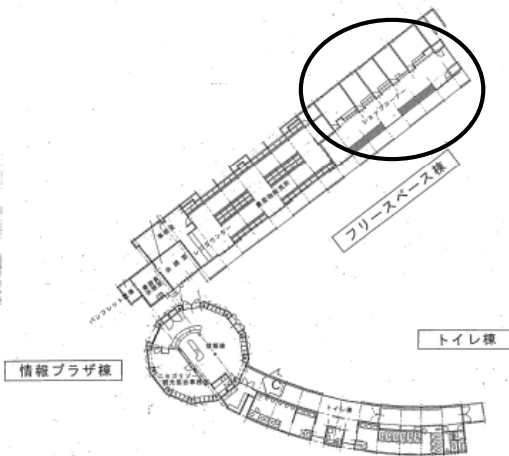
道の駅ニセコビュープラザ ショップコーナー チャレンジ出店者応募要領

ニセコ町では、道の駅ニセコビュープラザのフリースペース棟にある「ショップコーナー大(約 18.225 m²)」について、事業者の出店のハードルを下げ、多くの事業者の方がチャレンジできるように利用期間の制約付きで、1区画のチャレンジ出店者を募集いたします。出店を希望される場合は、下記の内容を了解された上でご応募下さい。

記

1 出店を募集するブース

ニセコビュープラザ平面図



※注意 ブース外での商品陳列等は許可しません。

2 応募資格（下記のいずれの条件も満たしていること）

- (1) ニセコ町に住民登録のある者又は町内に事業所がある法人
- (2) ニセコビュープラザ設置条例、ニセコビュープラザ管理運営に関する規則及びニセコビュープラザショップブース出店会運営規定を遵守する者
- (3) ビュープラザショップブース出店会のルールを守り、会員とともに協力して出店できる者
- (4) 町税およびニセコ町に納入する公共料金に滞納がない者
- (5) 暴力団関係組織又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者及びその組織構成員等ではない者

3 応募受付期間及び応募方法

原則、**出店を希望する1か月前まで**に、必要書類をニセコ町商工観光課(宛先: kankou@town.niseko.lg.jp)までメールでご提出ください。メールでの対応が難しい場合はご相談ください。

ただし、応募が入っていない場合においては、2週間前までの提出でも構わないものとしますが、最終確定は選考後となりますので、あらかじめご承知おきください。

応募状況については、町ホームページで適宜ご案内いたします。

4 応募に必要な書類

- (1) 出店応募用紙
- (2) 出店企画書(※必須ではありません。必要に応じ添付ください。但し審査の対象とします。様式任意)
- (3) ビュープラザショップコーナー応募に係る留意事項確認書
- (4) その他、町長が必要と認める書類

5 応募書類の入手方法等

- (1) 応募に必要な書類は、ニセコ町ホームページからダウンロードください。
- (2) 応募する際は、以下の規定を必ずご確認ください。
 - ①ニセコビュープラザ設置条例
 - ②ニセコビュープラザ管理運営に関する規則
 - ③ニセコビュープラザショップブース出店会運営規定

6 出店者の決定

原則として書類選考により決定しますが、必要に応じて面接等をお願いする場合があります。
※利用希望日が重複した場合は学校などの公的機関を優先したり、抽選により決定する場合がございます。
※選考結果については、いずれの場合でもご連絡いたします。
※選考結果の内容に関するお問合せにはお答えできません。

7 選考基準

- (1) 「2 応募資格」の条件を満たしていること。
- (2) 販売品は、現在の出店者の販売品と競合しないこと。
- (3) 町内産の農畜産物を主な原材料とする製造品や、町内加工品を使用した製造品を、主な販売品として扱うこと。
- (4) 魅力的な商品提供など、ニセコらしい道の駅の集客に資するものであること。
- (5) 道の駅の雰囲気や利用環境に悪影響が生じるおそれのないものであること。
- (6) 施設の清掃・環境美化に積極的に協力できること。

8 施設使用料

月額18,720円を基準として、利用期間に応じて日割り、時間割りで計算を行います。
使用料は、利用開始日までにお支払いください。利用者の都合で中止した場合などは、返金いたしません。
このほか、施設の造作等(町の許可が必要)の費用、ゴミ処理に係る費用は自己負担です。また、駐車場警備(4月末～10月末)及び冬期中庭・中庭通路除雪(12月～3月末)に要する費用として、一定割合を負担いただきます。

- ※水道を使用する場合、利用者が使用開始の手続き、料金の支払いを行う必要があります。
- ※電気の利用を希望される場合は、ご相談ください。

9 備品等

テーブル・イス

※休憩スペースも兼ねているため、テーブル・イスがございますが、使わない場合は別途倉庫に格納可能です(申請者自身に作業いただき、利用後は原状復帰していただきます)。

10 利用期間

なるべく多くの事業者がチャレンジできるよう、概ね連続した2週間で、原則年1回といたします。
※利用期間の下限は設定しません。
※土日イベント利用するために、前日から準備する場合は、準備日も使用期間となります。

11 原状回復

利用終了時、又は町から使用承諾が取り消された場合は原則、自己負担にて施設を原状回復いただきます。

12 その他

- (1) 他に出店希望者がいない場合を除き、連続しての使用は認めません。
- (2) 保健所等の許可が必要な場合は、出店者の責任において手続きを行なってください。
- (3) 調理できる環境は調っておりませんので、予めご了承ください。
- (4) ルールをお守りいただけない場合は、使用承諾を取り消す場合がございますのでご了承ください。

(5) 現在、ビュープラザの再整備を検討しております。チャレンジ出店の募集については、再整備着手前限定の取組であり、再整備後の出店等は今のところ想定しておりません。

13 問い合わせ先

住 所 〒048-1501 虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地

担 当 ニセコ町役場商工観光課

電 話 0136-56-8843 メール kankou@town.niseko.lg.jp